

会 議 録

会 議 の 名 称	白岡市自治基本条例市民推進会議（第23回）
開 催 日	平成25年8月27日（火）
開 催 時 間	午後7時00分 から 午後8時30分 まで
開 催 場 所	はびすしらおか 会議室1
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	会 長 齋藤 信治 副会長 神田 芳晃 委 員 内山 欣春 委 員 大八木健夫 委 員 宮崎 博 委 員 矢島 静江 委 員 山口 孝雄 委 員 渡部 勲 計 8 人
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	委 員 柴山 利幸 委 員 清水 律子 委 員 本田 尚子 委 員 柳 祐作 計 4 人
説明員の職・氏名	主 査 千葉 智則
事務局職員の職・氏 名	市民協働課 課 長 鬼久保 晃一 主 幹 大久保 栄 主 査 千葉 智則
その他会議出席者の 職・氏名	なし
会 議 次 第	別添のとおり
資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第23回白岡市自治基本条例市民推進会議プログラム ・ (仮称) 白岡市市民参画条例の骨子案（たたき台） 【資料番号1】 ・ (仮称) 白岡町町民参画条例の制定に向けた提言書 【資料番号2】 ・ 県内市町における市民活動拠点一覧 【資料番号3】 ・ 市民の協働や参画を推進させるための会議について 【資料番号4】 ・ 第22回会議の会議録 【資料番号5】 ・ 第24回白岡市自治基本条例市民推進会議開催通知

発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
鬼久保課長	1 開会 開会を宣する。
齋藤会長	2 あいさつ 齋藤会長から、あいさつがなされる。
事務局（千葉）	3 議題 (当会議設置要綱第5条第2項により、会長が議長を務める。) (1) (仮称)白岡市市民参画条例の骨子(案)のたたき台について 資料1に基づき、骨子(案)のたたき台の内容について説明を行った。
齋藤会長	事務局からの説明が終了した。御意見をお願いしたい。
A委員	以前、事務局から示された骨子案とこの骨子案のたたき台案の違いを教えてください。
事務局（千葉）	たたき台案は、提言書を基に一から作成したものであるため、以前の骨子案との違いの比較は難しい。
A委員	たたき台案は、以前の骨子案をなかったこととして新たに作成されたものということでしょうか。
事務局（千葉）	その通りである。
B委員	たたき台の中には、参画運動は市民が自主的に参加して、主役となって進めていくという考えが抜けていると思う。
事務局（千葉）	協働や参画に関する考え方は自治基本条例に詳細に規定されている。市民参

	<p>画条例は、自治基本条例に基づき参画の手続きについて定めるものである。そのようなことから、このような内容としている。</p>
C委員	<p>条例は、行政に対してどのように動かなければならないのかを規定するものであり、市民の活動を規定するものではないと思う。よって、市民に対して自主的にまちづくりに参加しなさいというような条例にすることは難しいと思う。</p>
D委員	<p>参画だけを考えて条例化するのであれば、たたき台のような内容となってしまってもしょうがない。事務局としては、市民参画条例に市民の協働・参画に関する考え方で盛り込むことを想定していなかったのか。</p>
事務局（千葉）	<p>事務局としては、たくさんの市民の方にまちづくりに参画していただき、それを市政に反映していくことを目的とした条例にすることを考えていた。</p>
D委員	<p>そういう意味であれば、たたき台の内容でよいのではないか。</p>
事務局（大久保）	<p>あくまでもベースとなるのは自治基本条例であり、それに基づいて検討していただくということになる。</p>
A委員	<p>自治基本条例には、明確に協働についての規定があり、市民が意見を言うだけでなく一緒にまちづくりをしていこうという内容となっている。それをどのようにしたらよいのかということだが、市民参画協働条例という趣旨で参画条例が作られるべきではないのか。</p> <p>参画条例は、白岡市における参画と協働のまちづくりを実現し担保するためのものとして検討し、そのためには、市民参画協働推進会議とまちづくり協働センターの創設が必要であるということで提言に盛り込んだ。</p>
事務局（千葉）	<p>ただ今の議論で、参画条例の内容を、参画に関する事項に特化するのか、ま</p>

	<p>た、協働を推進するための考え方も入れるのかということであったと思うが、事務局としては、参画条例は参画に特化したものでなければならないと考えている。なぜなら、協働に関する議論は自治基本条例の検討の際にしっかりとなされており、その考え方も明確に規定されているからである。</p>
E委員	<p>自治基本条例では「まちづくり」をどのように規定しているのか。また、政策との関連性はどのようになっているのか。</p>
事務局（千葉）	<p>自治基本条例において、「まちづくり」は、市民、議会及び行政が行う、より暮らしやすい地域社会を築くための全ての公共的な活動をいう。」とされている。また、「政策」とは行政機関が立案して実行していくものである。</p>
E委員	<p>骨子の中のまちづくりは、協働のまちづくりを指すのか。</p>
事務局（千葉）	<p>同じまちづくりの中でも、前後の文章の内容によってどのようなものかわってくる。</p>
E委員	<p>それをはっきりさせる必要があるのではないか。</p>
鬼久保課長	<p>参画条例は、自治基本条例に基づいて協働のまちづくりを進めるために制定するものである。</p>
E委員	<p>「参画条例は市民参画を主眼とした条例とする。」という文章を前文等に入れたらどうか。</p>
事務局（大久保）	<p>参画条例は自治基本条例に基づくものなので、改めてその内容を明示しなくてもよいのではないかと考える。</p>
F委員	<p>自治基本条例第15条の逐条解説に「行政及び議会は、市民から協働を求められた場合には誠実に対応する。」と書いてある。自治基本条例に基づいて参画</p>

	<p>条例が定められるということもわかるが、市民推進会議委員として我々が、引っかかる部分があれば、それを解決できるようにみんなで考えていければと思う。</p>
G委員	<p>自治基本条例は理念条例である。一方で参画条例は現実的に必要となる最低限の参画の方法を決めるものであると思う。</p>
事務局（千葉）	<p>事務局としてもそのように考えている。</p>
B委員	<p>たたき台の内容だと、行政が政策を作り市民に意見を聞くという姿勢で一貫している。そうではなくて、市民が市民の立場でいろいろな意見を言えるというようにしなければならないと思う。</p>
A委員	<p>条例の解釈ではなく、どうすれば市民のためになるのかということを考えればよいのではないか。</p>
C委員	<p>行政に対する縛りという形でたたき台が作られており、市民と行政と一緒に何かを進めていくという部分が抜けているというのが皆さんの意見だと思う。</p>
事務局（千葉）	<p>その内容は、自治基本条例の中に規定されている。参画条例の中に協働に関する事項を入れたいという皆さんの気持ちもわかるが、自治基本条例の中に規定されていることを参画条例にも規定する必要はないと考えているし、そのように参画条例を作らざるを得ないと考えている。もし、参画条例に規定された協働の考え方が自治基本条例と違う部分があると、同じ市の中に異なる二つの協働に対する考え方が存在することになってしまう。</p>
G委員	<p>たたき台の2の参画の方法の中にワークショップや市民政策提案があるが、これらは市民からも提案できる内容となっている。これらの規定がしっかりと運用されるようにすれば協働も進むのではないか。</p>
C委員	<p>市民政策提案が前面に出ていくような構成にしたらどうか。</p>

E委員	たたき台の2の参画の方法について、他の参画の方法にも対応できるように、(7)として「前各号に掲げるもののほか、行政が適当と認めるもの。」という文言を入れた方がよいのではないか。
事務局（千葉）	入れることを検討する。
G委員	たたき台2に市民フォーラムも入れた方がよいのではないか。
事務局（千葉）	入れることを検討する。
G委員	たたき台8－（2）に「市民に情報を提供し、参画しやすい環境づくりに努めるものとします。」とあるが、情報の公開だけが環境整備ではないので、学習機会の提供なども盛り込んだらよいと思う。
D委員	たたき台6のまちづくりサポーターについて、提言書にあるまちづくりサポーターの考え方は、まちづくり協働センターを前提として、市と一緒に活動する人をイメージしたものである。たたき台の内容では、わざわざサポーターに登録しなくてもホームページや広報をみれば用は済むのではないか。単に情報提供だけでは登録しても意味はないのではないか。
事務局（千葉）	広報やホームページを見ればわかることでも、登録者に直接、参画計画やボランティア募集の情報を送ることによってより参加しやすくなると考えている。
D委員	登録を受けた人に対してどのような役割を期待するのか。
事務局（千葉）	登録してくるのは、まちづくりに対する意識が高い人であると考え。そういった人たちが参画しやすい環境とするためのものである。
D委員	たたき台では、「市政に関心と意欲を持つ市民を公募」とあるが、提言書では

事務局（千葉）	<p>「参画と協働によるまちづくりに関心を持つ市民を公募」としているので、ちょっと違う。もう少しイメージがわくような表現としたほうがよいのではないか。</p> <p>検討する。</p>
C委員	<p>議題1の（仮称）白岡市市民参画条例の骨子（案）のたたき台についてたたき台の検討は以上とする。事務局には、ただ今の意見を踏まえ、次回会議までにたたき台を修正してもらいたい。また、委員の皆さんにも持ち帰り内容の確認をお願いしたい。</p>
事務局（千葉）	<p>(2) 参画・協働に関する活動の「場」について及び(3)市民の協働や参画を推進させるための会議について</p> <p>*関連があるため、合わせて説明、検討を行った。</p> <p>(2)については、資料3に基づき、市民活動拠点の他市の状況を説明した後、事務局としては市民活動の拠点となるような施設は必要だと考えているが、条例に明記するためには、予算、設置場所及び運営方法を決定することが必要となることから、参画条例の中に「（仮称）まちづくり協働センターの創設」を規定することは非常に難しい。よって、市民活動拠点施設については別個に検討を行うこととした方がよい旨を説明した。</p> <p>また、(3)については、資料4に基づき、「（仮称）市民参画協働推進会議の創設」は、自治基本条例第20条の規定に基づいて設置する会議と目的や役割が共通するので、参画条例に会議の設置を規定するのではなく、自治基本条例第20条に基づく会議と合わせて別の条例で規定するのがよいと考えている旨を説明した。</p>
齋藤会長	<p>事務局に確認したい。自治基本条例第20条に基づく会議は、条例により必ず設置するというだけでよい。</p>
事務局（千葉）	<p>そのとおりである。</p>

齋藤会長	事務局からの説明が終了した。御意見をお願いしたい。
B委員	参画条例の中に、自治基本条例第20条に基づく会議はどのような性格とするのかという規定を入れることはできないか。
事務局（千葉）	規定を入れることは難しい。
A委員	自治基本条例第20条の規定に基づく会議が市民参画協働推進会議と兼ねることならば、その会議の設置を約束してもらえればよいのではないか。
G委員	自治基本条例第20条の規定に基づく会議は、元々、提言書の市民参画協働推進会議のような会議とすることを考えていた。
E委員	市民参画協働推進会議については、事務局の考えのとおりでよいのではないか。
齋藤会長	<p>それでは、提言書にある市民参画協働推進会議の創設については、参画条例ではなく、別個の条例により設置する自治基本条例第20条に基づく会議に含める形で設置するものとし、参画条例には規定しないこととする。</p> <p>次に、まちづくり協働センターについて検討を行う。御意見をお願いしたい。</p>
G委員	参画条例に「まちづくり協働センター」というような名称を明記することは難しいと思うので、「市民参画を推進するための環境醸成を行う」というような文言を参画条例に入れることとすればよいのではないか。
鬼久保課長	直接的な表現とはしないで、参画を進める体制作りや場の整備を行うという文言とした方がよいということか。
G委員	そうである。そのような条例であれば問題ないのではないか。

事務局（千葉）	ただ今のご意見のような表現であれば問題はない。
E 委員	他市町の市民活動センターの中で、施設が主体となって協働によるまちづくりを進めているところはあるか。
事務局（大久保）	そのよう施設はない。
事務局（千葉）	まちづくり協働センターについて、直接的な表現とはしないで、参画を進める体制作りや場の整備を行うというような表現とすることでよければ、事務局で次回会議までに案を作成し皆さんにお示ししたいと思う。
齋藤会長	それでは、まちづくり協働センターについては、事務局の方で次回までに案を作成して示してもらおうこととする。
	(4) その他
齋藤会長	その他について、各委員又は事務局から何かあればお願いしたい。
事務局（千葉）	次回から11月までの以降の会議日程について説明を行った。 (9月17日、10月15日、11月12日)
齋藤会長	事務局からの説明が終了した。御意見をお願いしたい。 (特になし)
齋藤会長	本日の議題は以上で終了した。進行を事務局にお返しする。
	4 事務連絡
鬼久保課長	事務連絡について、担当から説明させる。
事務局（千葉）	前回会議の会議録及び次回会議の日程について説明を行った。

<p>鬼久保課長</p>	<p>ただ今の説明に対して御意見があればお願いしたい。 (特になし)</p>
<p>鬼久保課長</p>	<p>5 閉会 閉会を宣する。</p> <p style="text-align: center;">～ 以 上 ～</p>